

あま市公共施設の使用料の見直し方針

平成26年10月



あま市

目 次

I 基本的な考え方

- 1 使用料の現状 1
- 2 現状の課題 1
- 3 検討の対象施設 1
- 4 使用料算定の基本方針 4
- 5 使用料の算定方式 5

II 使用料の算定について

- 1 原価の算定方法 6
- 2 施設の性質別分類と負担割合の設定 8
- 3 施設の利用形態による使用料算定方式 10

III 減免基準の見直しについて

- 1 減免制度について 12
- 2 減免措置の申請 12
- 3 減免制度における指定管理者制度導入施設の取り扱い 12

IV その他の取り扱いについて

- 1 使用料の激変緩和措置 13
- 2 使用料の割り増しなどについて 13
- 3 端数処理等 13
- 4 改定時期 13
- 5 料金改定のサイクル 13

I 基本的な考え方

1 使用料の現状

公共施設の使用料は、施設を利用される方にサービスの対価として負担していただいております。施設の維持管理・運営に要する費用に充てられていますが、多くの施設は、使用料のみで維持管理・運営することができず、不足する経費については、公費（税金）を充当しているため、利用しない方も間接的に経費を負担していることとなります。

本市では合併後も、市民ニーズに対応した類似の施設をそのまま継承することにしましたが、類似施設間で使用料の調整が据え置かれており、使用料の算定方式や見直し時期を定めた統一的なルールが無いのが現状です。

「あま市行政改革大綱 個別取組項目」においても、「公共施設使用料等の見直し」に取り組むことになっており、また受益と負担の公平の観点からも、市民の皆様の理解と納得を得られる合理的な料金設定にする必要があることから、今回あま市として統一的な基準を策定することにしました。

2 現状の課題

現状の課題をまとめると以下の点が考えられます。

- (1) 施設を利用する人と利用しない人（公費）との負担割合が不明確となっている。
- (2) 使用料の算定の基礎となる原価（コスト）の範囲が不明確（どの範囲まで負担を求めるのか）となっている。
- (3) 使用料の算定方式が不明確となっている。
- (4) 使用料の改定時期が定まっていない。
- (5) 施設間で減免基準が統一されていない。

3 検討の対象施設

見直しの対象施設については、庁舎や法令等で使用料が無料と定められている施設や法令等で使用料の算定方法等が定められている施設などを除外した 52 施設を考えております。

検討の対象施設（案）＝ 52 施設（詳細については次頁のとおり）

▽対象施設一覧 (52 施設)

(1 / 2)

施設名等	担当課
学校(学校開放関係)【17 施設】	
1. 七宝小学校	生涯学習課
2. 宝小学校	
3. 伊福小学校	
4. 秋竹小学校	
5. 美和小学校	
6. 正則小学校	
7. 篠田小学校	
8. 美和東小学校	
9. 甚目寺小学校	
10. 甚目寺南小学校	
11. 甚目寺東小学校	
12. 甚目寺西小学校	
13. 七宝中学校	
14. 七宝北中学校	
15. 美和中学校	
16. 甚目寺中学校	
17. 甚目寺南中学校	
福祉施設【2 施設】	
18. あま市甚目寺総合福祉会館 地域福祉センター	健康推進課
19. " 高齢者生きがい活動センター	
人権ふれあいセンター【1 施設】	
20. あま市人権ふれあいセンター	人権推進課
産業会館【2 施設】	
21. あま市七宝産業会館	産業振興課
22. あま市甚目寺産業会館	
資料館【1 施設】	
23. あま市七宝焼アートヴィレッジ	七宝焼アートヴィレッジ
文化会館【1 施設】	
24. あま市美和文化会館	生涯学習課

(前ページのつづき)

(2 / 2)

施設名等	担当課
公民館【3施設】	
25. あま市七宝公民館	生涯学習課
26. あま市美和公民館	
27. あま市甚目寺公民館	
スポーツ施設【16施設】※	
28. 七宝総合体育館	生涯学習課
29. 甚目寺総合体育館	
30. 七宝グラウンド	
31. 七宝鷹居グラウンド	
32. 美和グラウンド	
33. 蜂須賀グラウンド	
34. 森グラウンド	
35. 森遊水地グラウンド	
36. 七宝テニスコート	
37. 美和テニスコート	
38. 甚目寺テニスコート	
39. 川部ゲートボール場	
40. 宝ゲートボール場	
41. 美和ゲートボール場	
42. 西今宿ゲートボール場	
43. 森ゲートボール場	

※プール(3施設)については、休止中であるため、見直しの対象施設から除外します。

コミュニティ施設【7施設】	
44. あま市正則コミュニティセンター	企画政策課
45. あま市美和情報ふれあいセンター	
46. あま市篠田防災コミュニティセンター	
47. あま市下萱津コミュニティ防災センター	
48. あま市坂牧コミュニティ防災センター	
49. あま市上萱津コミュニティ防災センター	環境衛生課
50. あま市コミュニティプラザ萱津	
防災施設【2施設】	
51. あま市新居屋防災センター	安全安心課
52. あま市甚目寺南防災センター	

4 使用料算定の基本方針

(1) 受益者負担の原則（公平化）

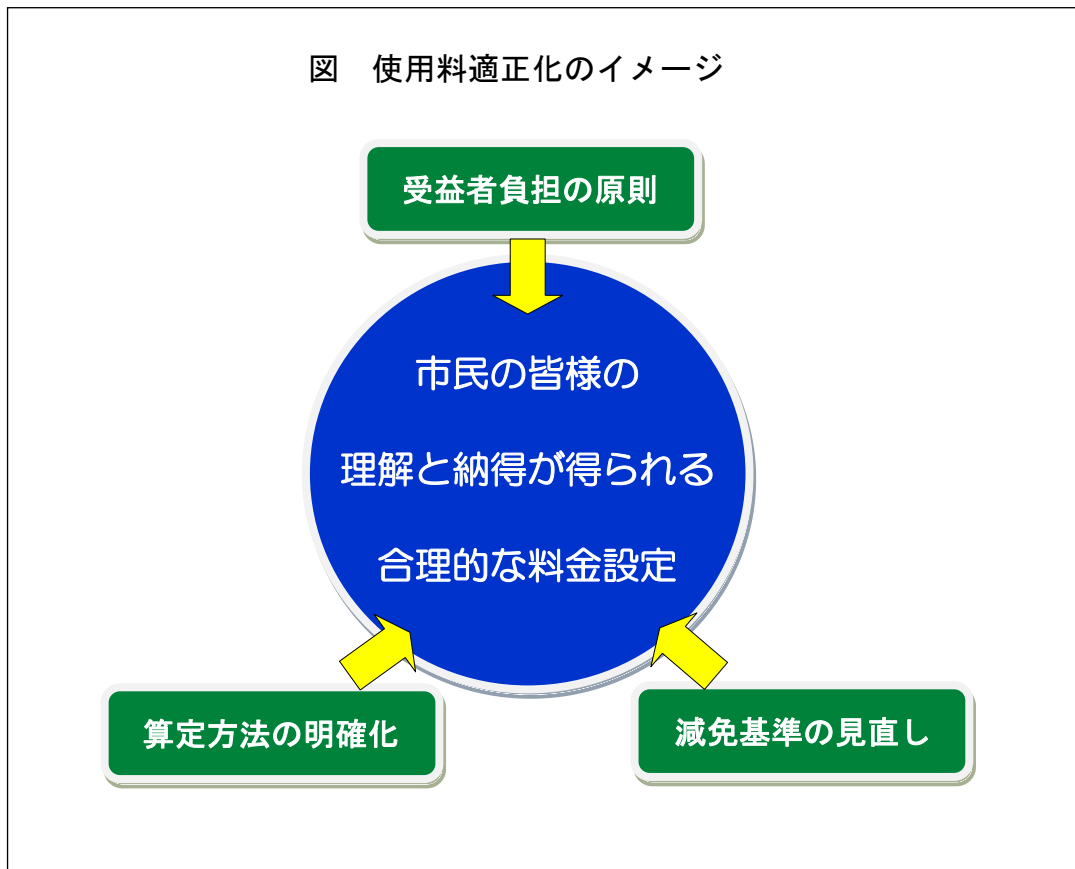
施設を利用する人（受益者）と利用しない人との負担の公平性を考えたとき、利用者に応分の負担をしていただくことが必要なため、受益者負担を原則として使用料を算定します。

(2) 算定方法の明確化

施設利用者や市民の皆様にはわかりやすく説明できるように、使用料の積算根拠を明確にした算定方式を定めます。

(3) 減免基準の見直し

利用者間における公平性の観点から、減免基準の見直しを図り、今後、減免基準を適用する場合には、わかりやすく、誰からみても必要と考えられる範囲に限定します。



5 使用料の算定方式

積算根拠を明確にして市民の皆様への説明責任を果たすため、「原価」と施設の「受益者負担割合」に基づく算定方式とします。

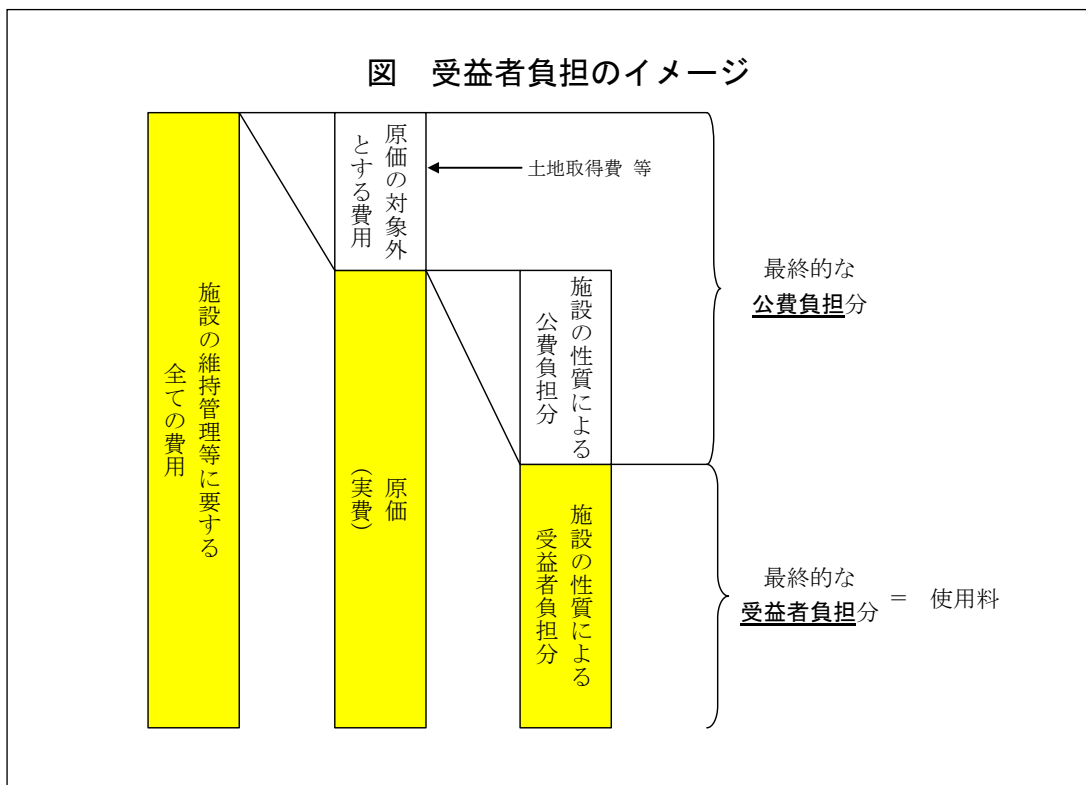
$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

原価

施設の維持管理等に要する「人件費」と「物件費・維持補修費」を原価として算定します。なお、施設の維持補修費とは、大規模改修などの施設の資本的経費を除いた経常的な費用などを対象とします。

受益者負担割合

対象施設が「日常生活に不可欠か（必需的・選択的）」、「民間による提供が難しいか（非市場的・市場的）」といったサービスの性質によって、受益者と市（公費）の負担割合を定めます。



Ⅱ 使用料の算定について

1 原価の算定方法

原価を算定する基礎数値は、原則算定を行おうとする年度の前3カ年度の決算額（実績値）の平均値を採用します。原価の算定式については以下のとおりです。

$$\text{原価} = \text{人件費} + \text{物件費} + \text{維持補修費}$$

(1) 原価に算定する費用

受益者負担の原則に基づき、「施設の維持管理等に係る費用」を受益者に負担いただくためには、使用料算定の基礎となる原価を的確に把握する必要があります。今回の見直しにおける「施設の維持管理等に係る費用」については、「人件費」及び「物件費・維持補修費」に該当するものうち、「事業に係る費用」を除いたものとします。詳細な内訳については以下のとおりです。

▽人件費及び物件費・維持補修費の内訳

人件費	人件費＝人件費単価×職員数 ※人件費単価は、職員の給与等の平均額を採用します。 ※職員数は、サービス提供に従事した時間により按分することとします。
物件費	
賃金	アルバイトに対する賃金。 ※ただし、任命行為等を伴う正規職員及び非常勤職員に代わり臨時任用されたものは除く。
需用費	事務用品などの消費的な物品の取得、修理等に要する費用。
役務費	郵便料や電話料など、施設が受けたサービスの提供に対して支出する費用。光熱水費。
委託料	施設の運営及び保守点検等の作業を外部委託する費用。
備品購入費	机や椅子などのその性質形状を変えないことなく、比較的長く使用し、かつ保存できる物品の取得に要する費用。（ただし、購入価格100万円未満）
その他 (共済費、使用料及び賃借料及び原材料費)	その他、サービス提供及び施設の維持管理に要する費用。 ※「共済費」は人件費に計上されるものを除くこととします。
維持補修費	施設や設備が老朽化した場合に、以前と同様の機能が維持できるよう補修工事等を実施する費用とします。

(2) 原価に算定しない費用

以下の費用については、公費で負担する経費とし、原価に算定しないものとします。

▽原価に算定しない費用

資産の取得に係る費用	
建築費 (減価償却費)	地方自治法第 225 条の逐条解説には、「使用料は施設の維持管理費または減価償却費にあてるべき」とあり、「減価償却費」についても利用者が負担する経費にできると解釈できます。しかし、公の施設は住民の福祉を増進する目的をもって設置された市民全体の財産であり、設置目的に合致する限り誰でも利用できる施設であるため、減価償却費は公費で負担する経費とします。
大規模改修費 (工事請負費) (減価償却費)	
備品購入費	購入価格 100 万円以上の高額な備品については、公費で負担する経費とします。
用地取得費	年数の経過により資産価値が減少するものでなく、施設が廃止された後も市 (市民全体) の資産として残るため、原価として算定せず、公費で負担する経費とします。
事業に係る費用	
事業費 (報償費、旅費、交際費、補助金、 事業に係る委託料及び負担金等)	各施設における市が主体となって行う事業費などは、その施設の全ての受益者に転嫁すべきではないため、公費で負担する経費とします。

2 施設の性質別分類と負担割合の設定

(1) 施設の性質別分類の考え方

公の施設には、市民の日常生活に必要不可欠でありながら市場では供給されないもの、また、民間でも類似サービスを提供しているものなど、様々な施設が存在します。このような施設の性質の違いを考慮せず、一律に利用者に負担を求めることは、かえって公平性を損なうこととなります。従いまして、公の施設をサービスの性質（公共性の強弱）によって区分し、受益者と市（公費）の負担割合を設定します。

負担割合は、サービスの性質（公共性の強弱）は「必需性」と「市場性」の2つの視点により、4つの領域に分類します。

①必需性による分類（よこ軸）

区分	Ⅱ	Ⅰ
性質	選択的	必需的
内容	日常生活をより便利で快適なものにするため、個人の価値観に応じて、選択的に利用する施設	市民が日常生活を営むうえで必要となる生活水準を確保するために利用する施設
必需性の強弱		

②市場性による分類（たて軸）

区分	性質		市場性の強弱
A	非市場的	民間による提供が困難な施設	
B	市場的	民間による提供が期待できる施設	

▽性質別分類及び受益者負担割合 (①+②)

公共性 強

非 市 場 的	A	50%	0%
		〔一部受益者負担〕 〈用途別施設分類〉 ・人権ふれあいセンター ・公民館 ・コミュニティ施設 ・福祉施設（貸室関係）	〔全て公費負担〕 〈用途別施設分類〉 ・福祉施設（貸室を除く）
市 場 的	B	100%	50%
		〔全て受益者負担〕 〈用途別施設分類〉 ・学校（学校開放関係） ・産業会館 ・文化会館	〔一部受益者負担〕 〈用途別施設分類〉 ・防災施設 ・資料館 ・スポーツ施設
公共性 弱		Ⅱ 選択的	Ⅰ 必需的

(2) 各施設における目的外利用の取り扱い

受益者負担割合が100%以外の領域に分類される施設であっても、施設の有効利用のため、設置目的外の利用をする場合は、受益者負担割合を100%の領域に位置づけて取り扱うものとします。

※目的外利用 ⇒ 基本的に、「本来の利用対象者以外の利用」の場合を意味するものであり、自動販売機の設置等の「行政財産の目的外使用」を意味するものではない。

3 施設の利用形態による使用料算定方式

使用料の算定方式は、施設の利用形態により以下の2つに分類します。

- ・「1室当たりの原価（貸室等の場合）」から使用料を算定する方式
…会議室、体育館アリーナなど
- ・「1人当たりの原価（個人利用の場合）」から使用料を算定する方式
…七宝焼アートヴィレッジ展示室やトレーニング室など

(1) 「1室当たりの原価」から使用料を算定する方式

(会議室、体育館アリーナなど)

- ① 1㎡当たりの年間原価 = 施設全体の原価 ÷ 貸出面積の合計
- ② 1㎡当たりの時間原価 = ① ÷ 年間開館時間
- ③ 1室当たりの原価 = ② × 利用面積 × 利用時間
- ④ 1室当たりの使用料 = ③ × 性質別負担割合

【具体例】

施設の会議室Aを2時間利用する場合の使用料

	会議室A	会議室B	事務所	トイレ・廊下	延床面積
面積	200㎡	100㎡	50㎡	50㎡	400㎡

※施設全体の原価：1,200,000円

※年間開館時間：250時間（減免、免除分を含む）

※性質別負担割合：50%

※貸し出し面積の合計＝会議室A（200㎡）＋会議室B（100㎡）＝**300㎡**

① 1㎡当たりの年間原価 $1,200,000 \text{円} \div 300 \text{㎡} = 4,000 \text{円/㎡}$

② 1㎡当たりの時間原価 $4,000 \text{円/㎡} \div 250 \text{時間} = 16 \text{円/㎡/時間}$

③ 1室当たりの原価 $16 \text{円/㎡/時間} \times 200 \text{㎡} \times 2 \text{時間} = 6,400 \text{円/室}$

④ 1室当たりの使用料 $6,400 \text{円/室} \times 50\% = 3,200 \text{円/室}$

(2) 「1人当たりの原価（個人利用の場合）」から使用料を算定する方式

（七宝焼アートヴィレッジ展示室やトレーニング室などの個人利用）

① 1人当たりの原価 = 原価 ÷ 年間受益者（利用者）数

② 1人当たりの使用料 = ① × 性質別負担割合

【具体例】

七宝焼アートヴィレッジ展示室など（個人利用施設）の使用料

	展示室	事務所	トイレ・廊下等 共有部分	延床面積
面積	300 m ²	50 m ²	50 m ²	400 m ²

※施設全体の原価：1,200,000円

※年間開館時間：250時間

※年間利用者数：4,000人

（H17:3,900人、H18:4,100人、H19:4,000人の平均）

※性質別負担割合：100%

① 1人当たりの原価 $1,200,000 \text{円} \div 4,000 \text{人} = \mathbf{300 \text{円/人}}$

② 1人当たりの使用料 $\mathbf{300 \text{円/人}} \times 100\% = \mathbf{300 \text{円/人}}$

Ⅲ 減免基準の見直しについて

1 減免制度について

減免制度は、使用料の全部または一部を政策的に免除しているものですが、施設ごとに、その設置目的に照らして個別に定められており、適用理由の拡大解釈が見受けられる状況であります。

今回、公共施設の使用料の見直し方針（案）における施設使用料については、市民が低廉な負担で施設の設置目的に沿って効果的に利用できるよう算定していることから、さらに減免制度を適用すると、それに係る費用も利用していない市民の税金から負担されることとなります。よって、本市の施設使用料の免除については、「受益者負担の原則」の例外として特例的な措置であり、「受益と負担の公平性の確保」のため、真にやむを得ない場合に限定して適用する基準の統一化を図ります。

区 分	基 準
全額免除	本市または本市の機関が主催又は共催する場合（共催については、相互の主体性を尊重しながら、社会的課題の解決という共通目的を達成するための協働事業を基本とし、実行委員会等の構成団体の一員となっている場合を含む）
	官公庁及び公的機関
	指定管理者が管理運営に必要な活動を行うために自らが管理している施設を使用する場合
	あま市在住の障がい者等 ¹ が1人あたりの使用料を定めている施設を個人で使用する場合
	自治会等が総会・役員会等の会議等で使用する場 ²
全額又は半額免除	青少年の健全育成を目的とし、本市又は本市教育委員会が認めた小学生で組織する団体が、団体本来の目的で使用する場合
	施設ごとの個別事由 ³

¹「障がい者等」とは、「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳」、「戦傷病者手帳」のいずれかの交付を受けている者と介助者を必要とする場合の「介助者1名」を言います。

²「自治会等が総会・役員会等の会議等で使用する場²」とは、自治会、民生委員児童委員協議会などの地域福祉団体等が、市からの依頼を受けた事項を処理するために会議等を開催する場合、「本市及び本市の機関が主催又は共催する場合」と同等の公益性があるものとし、免除の取り扱いとする。

³「施設ごとの個別事由」とは、基本的には、すべての施設において同じ基準とすることが望ましいところですが、施設ごとの設置目的が異なることから、基準の統一化を図ることは難しいところです。よって、施設ごとの設置目的に照らして、市長が真にやむを得ないと認めるときに免除の取り扱いとする。

2 減免措置の申請

減免措置は、原則として利用者からの申請行為に基づき実施するものとし、所定の方法により確認することとします。また、利用者がこれに従わず、減免の基準を満たしているか確認できない場合は、使用料を減免しないものとし、ます。

3 減免制度における指定管理者制度導入施設の取り扱い

減免制度は、市が政策的に実施するものであり、指定管理者制度が導入されている施設かどうかに関わらず、市が直接管理する施設と同様の取り扱いをすることが適当と考えられます。

IV その他の取り扱いについて

1 使用料の激変緩和措置

使用料の改定は市民生活と密接に繋がっており、急激な負担の増加は市民生活に多大な影響を与える恐れがあります。従いまして、現行使用料と比較し著しく高額となる場合は、原則、現行使用料の1.5倍を改定上限とし、段階的に改定していくこととします。

ただし、以下の点に留意しながら、施設の実情に応じて使用料を設定することとします。

- 周辺自治体の類似施設より高額となることで、利用率の低下を招く恐れがある場合は、改定額を調整することとします。
- 現行使用料より低額となることで、民業を圧迫する恐れがある場合や、他の類似施設とのバランスに影響を及ぼす恐れがある場合は、現行使用料を据え置くこととします。
- 現在、同一料金が設定されている類似施設で、施設ごとに使用料を設定することにより、市民の混乱をきたす恐れがある場合、各施設の平均使用料を採用することとします。(例 学校開放施設)
- 森グラウンド、森遊水地グラウンド、森ゲートボール場の3施設については、他の公共施設と財産管理上取り扱いが異なるため従前の取り扱いとします。

2 使用料の割り増しなどについて

施設ごとに割り増し使用料などの取り扱いを定めていますが、その取り扱いについては、施設の設置目的や性質を考慮し、各施設の取り扱いを残すこととします。

3 端数処理等

使用料については、原則として10円単位(10円未満の端数は切り捨て)とします。ただし、算定額が100円に満たない場合は、原則100円とします。

4 改定時期

改定時期については、利用者への一定の周知期間を配慮しつつ、平成28年4月を目標に改定する方向で準備を進めることとします。

また、指定管理者制度を導入している施設で利用料金制を採用している施設については、指定管理期間を踏まえて改定時期を定めます。

なお、平成25年度より公共施設のあり方について検討を進めていますが、廃止の結論に至った施設については、料金改定等を見送ることもあります。

5 料金改定のサイクル

利用者の混乱や事務手続き等の増加を避けるため、概ね5年ごとに見直しを検討することとします。

あま市公共施設の使用料の見直し方針

平成26年10月策定
あま市企画財政部企画政策課

〒490-1292

愛知県あま市木田戌亥 18 番地 1

Tel (052) 444-1001 Fax (052) 444-0982

ホームページ <http://www.city.ama.aichi.jp/>

E-mail kikaku@city.ama.lg.jp